

## 平成25年度第1回倉敷市地域包括支援センター運営協議会議事録

### 1 会議名

倉敷市地域包括支援センター運営協議会

### 2 開催日時

平成25年8月1日（木） 午後2時～午後3時30分

### 3 開催場所

くらしき健康福祉プラザ 3階視聴覚室

### 4 出席者

#### (1) 委員（15名）

荒木 一 博（倉敷市連合医師会）  
安東 一 成（岡山県備中県民局健康福祉部）  
石合 瑞 恵（岡山県介護支援専門員協会倉敷支部）  
岩崎 菊 江（倉敷ねたきり・認知症家族の会）  
植田 洋 子（倉敷市愛育委員会連合会）  
川井 進（岡山弁護士会）  
川上 富 雄（岡山県社会福祉士会）  
甲加 和歌子（岡山県薬剤師会倉敷支部）  
田辺 昭 夫（倉敷市議会保健福祉委員会）  
中原 明（倉敷市民生委員児童委員協議会）  
藤井 誠（倉敷市社会福祉協議会）  
松井 聡 一（倉敷市内歯科医師会協議会）  
松尾 武 司（倉敷市老人クラブ連合会）  
矢野 旬 一（岡山県老人福祉施設協議会）  
山田 小百合（岡山県看護協会倉敷支部）

（※下記1名が欠席）

塩田 文 子（倉敷市栄養改善協議会）

#### (2) 事務局（12名）

北山 卓（保健福祉局参与）  
高尾 眞 市（ 〃 保険部次長）  
三谷 育 男（ 〃 介護保険課課長）  
中村 史 朗（保健福祉局介護保険課課長主幹）  
中津 朋 子（地域包括総合支援センター所長）  
吉岡 栄 三（保健福祉局高齢福祉課課長補佐）  
光田 武 道（保健福祉局介護保険課係長）  
萩原 政 和（ 〃 主任）  
林 久 雄（ 〃 ）  
横山 郁 男（地域包括総合支援センター主任）  
高原 寛 子（ 〃 ）  
小野 栄 子（ 〃 ）

### 5 議題

- (1) 平成24年度 センターの事業報告について
- (2) 平成24年度 センターの事業評価について
- (3) 平成25年度 センターの事業計画について
- (4) その他

6 傍聴者の数  
無し

7 審議内容

- (1) 開会挨拶  
北山保健福祉局参与が開会挨拶。
- (2) 委員自己紹介
- (3) 事務局自己紹介
- (4) 議事  
事務局より(1)平成24年度センターの事業報告について説明。

事務局：1ページをお開きください。高齢者支援センター（以下「センター」と略）の職員数の一覧となっております。平成24年4月1日時点での職員配置の状況となっておりますのでご参照ください。

2ページをご覧ください。こちらは包括的支援事業の内容説明となっております。包括的支援事業は地域にお住いの方が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、介護のみならず、保健、医療、福祉に関する総合的な支援を行い、保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的に行っております。その内容は1 総合相談・支援業務、2 権利擁護業務、3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、4 介護予防ケアマネジメント業務の4つの業務に大別されます。事業内容の詳細につきましては、紙面にあるとおりです。

3ページをお開きください。平成24年度のセンター事業の実施状況となっております。次ページには平成23年度分を掲載しております。なお、これより以後の数値表につきましては、平成24年度分を左ページに、比較対照できますように平成23年度分を右ページに掲載しています。3ページの介護予防ケアマネジメントとは要介護、要支援状態にならないように対象となる高齢者の方にケアプランを作成した件数です。総合相談支援とは地域の高齢者や家族の方から電話、来所、訪問などで相談を受けた件数です。権利擁護とは高齢者の権利擁護のための支援件数で、内訳の中のその他とは成年後見、日常生活自立支援、消費者被害等への対応です。高齢者実態把握調査につきましては65歳以上の要介護認定を受けていない方で、独居や高齢者世帯を中心に実施しているもので、気になる方へは継続訪問を行っています。なお、高齢者実態把握調査の中で前年度と比較して、特に児島中部のセンターの実績が伸びていますが、これは事態把握調査を専門に行う職員を雇用して対応したためです。以上4つの業務の実施状況につきましては、平成24年度の総数について全ての業務で前年度と比べて増加しています。

5ページは生活機能評価の受診から介護予防プログラム参加までの流れです。倉敷市の手順では要介護、要支援認定を受けていない方に、生活機能評価受

診券を郵送いたしましたして、医療機関で生活機能チェックを実施し、条件に該当した方は特定高齢者の候補者として選定されます。その候補者に対しまして、生活機能検査を実施し、医師により生活機能の低下が見られると判定された場合、特定高齢者となり、センター職員が本人の意向や生活状況等を踏まえた介護予防ケアプランを作成する流れとなっております。生活機能評価の実施期間は6月から翌年1月までとなっております。

6ページは介護予防ケアマネジメント事業の実施状況となっております。先ほど説明いたしました生活機能評価ですが、該当者は前年度より減少しております。こちらは健診受診率にも影響を受けるもので、まずは生活機能評価を受診していただくことが大切であると考えています。平成24年度の特定高齢者数は平成23年度と比べやや減少しておりますが、ケアプラン作成数は増加しております。これは各センターが粘り強く訪問しケアプランに繋げるべく支援した結果だと考えられます。

8ページは総合相談手段別件数となっております。平成24年度の総数は94,305件と前年度と比べ相談数が1,956件増加しておりますが、特に訪問による相談件数が1,500件以上伸びているのが特徴でございます。

10ページは総合相談実績です。1の相談件数は先ほどの8ページのとおりです。2の相談内容は相談内容別の統計です。新予防給付すなわち要支援1、2関連の相談ですが、55,708件と一番多く、次いで健康・医療の相談が25,965件、3番目に介護保険・手続き代行が15,369件となっております。なお、この件数は延べ件数であり、相談1件当たり複数の内容があった場合は、それぞれの内容を一つずつカウントしています。総数につきましては、平成24年度は117,861件で平成23年度の120,350件と比べまして2,489件減少しています。これについては福祉相談・福祉手続き代行の項目が、平成24年度は962件で平成23年度の4,830件から大きく数を減らしていることが一因と考えられます。これに関しましては、平成24年度に統計の取り方について精査をしたことが主な原因です。3の相談者につきましては、本人、家族に次いで介護保険サービス事業所からの相談が多くなっております。4の権利擁護につきましては、先ほどの2の相談内容の権利擁護と高齢者虐待の対応内容を挙げています。内容としては、状況把握のための訪問が823件と一番多く、成年後見への支援が700件と2番目に多くなっています。表の一番下にあるその他につきましては、電話でのケアマネージャーや介護保険事業所との連絡調整、事実確認、ミニ地域ケア会議や虐待ネットワーク会議への事前調整などが入っています。最近では消費者被害への支援も増えてきています。5の高齢者虐待状況については実際に対応した延べ件数を計上しています。総計が1,370件であり、虐待種別ごとに記載しております。なお、虐待種別が複数見られるものにつきましては、それぞれに1つずつカウントしています。最も多いのが身体的虐待となっております。

12ページは包括的・継続的ケアマネジメント事業について記載しております。この事業につきましては、介護予防や消費者被害、成年後見等の業務に関するPR活動や、地域団体との会議、小地域ケア会議を含む地域ケア会議の開催回数を記載しています。どの活動も総数は前年度より増加しています。中には減少しているセンターもありますが、各センターは積極的に地域に出てPRを含む地域での活動を繰り広げています。

14ページは地域ケア会議の説明を記載しています。15ページから19ページまではケアマネ連絡会・交流会の実施状況を記載しています。このケア

マネ交流会は包括的・継続的ケアマネジメント業務の一つとして実施しており、地域の居宅介護支援事業所のケアマネージャーに対する後方支援、サポートを行うものです。開催の形態としましては、倉敷・水島・児島・玉島の4地区と複数センター合同開催、単独開催とありまして、開催回数は前年度並となっています。なお、この開催形態につきまして、平成23年度に水島地区では単独開催はございませんでしたが、平成24年度は各センターで単独開催することができました。内容は事例検討会、認知症の方への対応、精神疾患・高齢者虐待に関するものなど様々なものになります。

20ページはセンターが実施している教室の概要と対象者になります。

21ページは教室等の実施状況です。合計を見ますと、認知症サポーター養成講座の開催数が2回減少していますが、他の教室では開催回数が増加しており、参加人数は全て増加しております。これは各センターがより多くの方に来ていただけるよう内容・PRに工夫を凝らして実施しているものだと思います。しかし、センターによる実施回数にバラつきがある状況もあります。これは、センターごと対象地域の広さ、対象人口の差があり、開催場所の設定を選定し易い地域とそうでない地域があるためだと考えられますが、より多くの対象者に教室参加へしていただけるよう、今後とも工夫しながら開催できるよう考えております。

23ページは会議・研修の実施状況です。研修会はセンターの研修会です。センター職員は職員連絡会を組織しており、各地区・職種ごとに連携を取りながら会議を開催しております。巡回訪問は25箇所のセンター及び4箇所の高齢者支援サブセンター（以下「サブセンター」と略）に対して10月に実施しました。下段のPR活動は12ページのPR活動の実施対象団体とその回数です。様々な機会を捉えてPR活動に努めております。なお、その他につきましては各地域の事情に合わせたものになっており、例えば郵便局、地元企業、JA、コミュニティ、一人暮らしの会等に出向いて行ったものが含まれています。

24ページから29ページは要支援1・2の方へのセンターごとの介護予防ケアプランの作成状況です。直営での作成と再委託の件数及び再委託事業所名を記載しております。参考までに3月の給付管理数を記載しています。なお、センターごとの特定事業所へのサービスの偏りの状況につきましては、後ほど事業評価の項目で報告させていただきます。

委員 A：3ページにある玉島北の総合相談支援の件数が非常に多く、また次の高齢者虐待の数字も飛びぬけて高い。また21ページの家族介護のところも非常に多いが、何か特殊な事情でもあるのでしょうか。

事務局：玉島北の状況ですが、まず権利擁護に関しましては、平成23年度は6ケースであったものが、平成24年度では17ケースとケース数が増加したため、相談対応も増加したように聞いております。そういうことで、たまたまその年に権利擁護関係の対応が増え、併せて総合相談支援の件数も増えていると考えています。

会長：対高齢者人口比で相談件数などを見た方がいいと思います。例えば玉島北と同じ人口規模の水島のセンターであれば、総合相談件数は7,500件なので、玉島北が突出して高いというわけではないと思います。高齢者虐待の件数が倍増しているというのは、先ほどの説明のように虐待を発見したということで、対応件数が増えたということです。

委員 A：家族介護が多いからということではないでしょうか。

事務局：21ページは教室の件数で、玉島北のセンターが圏域の中でよく行っている状況で数が多くなっていると考えています。家族介護の普及啓発をしているものと考えております。

委員 A：分かりました。憂慮すべき事態でないとして理解いたします。

委員 B：権利擁護の件数は延件数なので、同一案件でも複数回来れば数字は増えますし、積極的に虐待相談をしているということで、憂慮すべきというよりは、頑張っていると考えてもいいと思います。

委員 C：1ページのセンター職員のところの専門3職種ということで、準ずるものも含むということになっておまして、保健師がおけなく看護師をおいているところは、平成24年度はどういう状況になっているのか。法律上は主任介護支援専門員も社会福祉士も準ずるものでいいとなっているが、それは準ずるものではなく、正規の資格のある職員がいていいと考えていいのか。

次に3ページ、4ページの実施状況ですが、倉敷中部の総合相談支援件数が前年から1,000件ぐらい減っている。他が増えている状況で、何か体制の問題とかあったのか説明をお願いしたい。

事務局：平成24年4月1日の状況ですが、保健師は25センター中10センター、看護師が15センターとなっております。平成25年度4月1日では保健師が25センター中9センター、看護師が16センターとなっております。主任介護支援専門員、社会福祉士については全てのセンターで専門職種が配置されております。

倉敷中部に関しましては、主任介護支援専門員が不在の期間がありました。平成24年7月16日から12月1日まで主任介護支援専門員が不在だった期間の分、件数が減ったものと考えております。この件に関しましては、倉敷中部でも人事確保に努めたところですが、なかなか補充できず、不在の期間が生じてしまったと聞いております。その関係での減り具合だと認識しております。

委員 C：これは体制の問題で各センター苦勞しているとは思いますが、法律の主旨は保健師を置くということなので、地域包括総合支援センター（以下「総合」と略）として指導を強めていただいて、保健師が増えていくよう積極的努力をしていただきたい。倉敷中部については、主任ケアマネがいなくなるという事態を総合が早くから掴んでいたのか、それについて指導、助言などしていたのか、結果として後から聞いてこうなったものか、これについてお聞かせください。

会 長：1点目は保健師採用ということで、来年度以降の指導にも反映させていただきたいと思います。2点目の倉敷中部の欠員の件については予め知っていたのかどうかご説明をお願いします。

事務局：予め知っていたかどうかということですが、知りえておりませんでした。結婚退職だったようで、早くからは聞いておらず、退職するという状況になってから報告を受けたということです。

会 長：もし、総合で早く把握していれば、バックアップできたかもしれないですね。

委員 B：総合相談支援の件数は延べの数字ですが、実人数は分かりませんか。

事務局：実人数では把握しておらず、全て延件数での報告とさせていただいています。

会 長：先ほどの虐待件数はケース数が増えたということでありましたが、これは総合で改めてセンターに問って、数字が把握できたということでしょうか。

事務局：権利擁護の関係につきましては、実数と延数を統計上とるようになっておりまして、県への報告の様式に併せて統計をとっています。

会 長：総合相談支援件数も実数がとればいいですが、センター・総合の負担が大きく大変かなとも思えます。データの取り方について、何かいい方法がないかご検討いただけたらと思います。それでは、続いて前年度の収支決算報告について事務局から説明をお願いします。

事務局より 30、31 ページの収支の状況について説明。

事務局：30 ページは平成 24 年度のセンター 25 箇所の収支となっています。3 つの事業のうち、包括的支援事業は 2 ページにありました総合相談支援や権利擁護など 4 つの業務からなる事業の収支です。こちらの収入は市からの委託料となっています。支出額はこちらの事業に要した費用となっております、上段が人件費、下段が事務費となっております。全センターを合わせた収入は 352,080 千円、支出は 387,882 千円で支出が上回っておりますが、収入と支出に関して委託料より実績が下回った場合、精算ということで委託料を返還していただくことになっています。続いて、指定介護予防支援業務ですが、24 ページから 29 ページにあるものです。要支援と判定された方が介護保険サービスを利用する際に必要なプランを作成したことによる収入と支出になります。こちらの収入は介護保険から支払われており、合計収入は 234,153 千円で支出は 214,968 千円で、収入が支出を上回っております。最後の家族介護教室等事業は 3 ページの高齢者実態把握調査、21 ページの各種教室の開催件数、人数の実績に基づく市からの委託料が収入で、事業に係る支出となっております。合計収入 50,361 千円に対して合計支出は 49,232 千円で、全体では収入が支出を上回っております。平成 24 年度におきましては、3 事業全てを見ますと、全センターの収支ですと、収入より支出の方が上回っておりますが、各センター別で見ますと、13 センターで収入が支出を上回る黒字、12 センターで支出が上回る赤字になっておりました。平成 23 年度は 12 センターが黒字、12 センターが赤字ということで、平成 24 年度は 1 センターが黒字になっております。

31 ページはサブセンターの事業収支となっております。サブセンター運営事業は相談業務などの事業として、委託料は年間 150 万円均一で、合計 600 万円が収入です。支出額は上段が人件費、下段が事務費となっています。支出額合計は 10,668 千円で支出が収入を上回っています。続いて特定高齢者把握事業は市からの委託料が収入で、それに係る経費が支出です。収入は 1,823 千円で支出は 3,952 千円となっております。

委員 C：センターの果たす役割が高くなってきていることと、高齢者人口が増えていく中で、センターの半分が赤字になっている実態については、どう考えるのかと。法人の中で赤字を吸収して、何とかやっていけばよろしいということでもいいのかということですね。そこはもう少し実態に即して、これだけ赤字が出ているのであれば、それが本当に適正な委託料なのかどうかということについて、一つひとつ精査して来年の予算を考えないと。高齢者人口が増えていくということですから、考え方として、赤字が半分出ていることをどう思われるのかと。私は少なくともトントンでいけるように持っていくと、当然黒字が出れば返すということは当たり前だと思いますので、そこらぐらい

を思っているのが普通ではないかと思うのですが、この辺りについてお考えをお聞かせください。

事務局：委託料の件でございますが、以前から問題として委員さんからお伺いしています。倉敷市としましても他都市の状況等を今、調査している状況でございます。委員さんが言われましたように、実態の把握、一つひとつの精査ということで、もう少し調査をした上で、内容について検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

委員 D：3 ページの高齢者実態把握ですが、児島中部では専門の職員で調査をしたとありましたが、今までの調査と合わせると地域のほとんどが把握できたようにも思えるのですが、人員も増えたようにないし、収支状況の支出が他のセンターと比べて多いようにないのですが。

会 長：3 ページの実績が上がっている、また1 ページの職員配置でその他の従事職員が1 人増えていますが、収支状況でその他の従事職員の部分が見えてこないということですが、事務局で説明をお願いします。

事務局：高齢者を全部回ってしまうのではないかとということですが、1 回の調査で終わることなく、経過観察ということで2 回目、3 回目を訪問することが可能です。収支ですが、30 ページの家族介護教室等事業を見ていただくと、児島中部の高齢者人口が5,400 人ということで、近い高齢者人口の琴浦と比較すると収入額で倍以上の差がありまして、専門の職員人件費はそこに含まれていて、専門職員がいる関係で収入が増えたものと考えています。

会 長：それでは、(2)の事業評価について説明をお願いします。

事務局より(2)平成24年度センターの事業評価について説明。

事務局：32 ページをご覧ください。事業評価につきましては、前年度は第2 回目の運営協議会で報告させていただいたところですが、今年度は第1 回目である今会議で提示させていただいています。今後、8 月から各センターへの巡回訪問を予定しておりまして、その場で各センターから詳細な状況を確認する予定です。また、前回の運営協議会で、いくつかの評価項目について基準の視点を変えさせていただくことをご承認いただきました。この改定いたしました評価基準の対象となりますのは、平成25年度事業実施分からでありますので、改定基準での報告は次年度の運営協議会からになります。それでは、表の上から説明をいたします。

まず総合相談支援事業の中の実態把握調査ですが、1センターについてはC 評価となっているものの、総じて基準を満たしております。普及啓発に関しましては、C 評価のセンターが複数あります。これについてはセンターごと地域の実情に応じ、その年でより必要とされる団体に向けてPR を行っているものと考えています。各センターごと平成24年度はあるひとつへの団体へのPR はかなわず、C 評価であっても、他の団体へのPR は実施できており、A 評価となっているセンターも見受けられます。こういった状況から普及啓発は概ねできていると考えています。

続きまして、権利擁護事業に関してですが、権利擁護事業の項目の中で虐待事例の把握についての項目をご覧ください。こちらについては、6センターがC 評価となっています。この評価に関しましては、あくまでも評価の基準が新規の虐待事例の把握件数に基づいたものです。ですから件数が少ないからといって、即ち虐待事例の把握を行っていないことではありません。その下の高齢者虐待ネットワーク会議の項目を見ていただければ分かりますよう

に、新規ではありませんが継続的に関わりを持ち、会議への事例提供を行っている状況があります。また全ての事例に当てはまるわけではありませんが、高齢者虐待に関しましては、総合相談等でしっかりと話を聞き取り、虐待に至らぬよう事前に手立てを施すことも必要だと考えています。この辺りの状況に関しましては8月から実施する巡回訪問で詳細な状況を各センターに聞き取っていかうと思えます。続きまして成年後見制度でございます。これにつきましては、5センターがC評価となっております。この項目は相談対応の実績がある、書類作成の実績がある、申請の実績があるという3つの項目の総合的な判断による評価となっております。相談対応の実績はあるものの、結果として書類作成の支援や申請の実績まで至らないケースがあることが主な理由であります。特に玉島地区のセンターにC評価が多く見受けられますが、相談対応の実績はございますので、成年後見制度の利用には至らず、地域福祉権利擁護事業などの方法で、関係機関と連携をとりながら対応したものがあのではないかと考えています。また、逆に地域福祉権利擁護事業の項目にC評価のセンターが7つあります。これにつきましては、先ほどとは逆に成年後見制度で書類作成から申請まで実施し、成年後見の利用に繋がっているケースが多いと考えられます。実際に平成24年度の地域福祉権利擁護事業の項目がC評価のセンターからは比較的に重症事例が多く、地域福祉権利擁護事業では対処できないケースが多くあった旨の報告を受けています。なお、成年後見制度の評価に関しましては、来年度からは個々の項目ごとに評価をさせていただきますので、項目ごとの評価が明確になり、的確に対応できているかどうか、より正確にお示しできるようになると考えています。続きまして包括的・継続的ケアマネジメント事業でございます。この中で小地域ケア会議、ケアマネ交流会、ミニ地域ケア会議に関しましては、全てAもしくはB評価となっております。小地域ケア会議の基準につきましては、今年度報告分までは設置に向けての活動を実施しているという基準で評価しておりますが、次回からは圏域内の設置率70%以上というように基準改定をしていますので、評価にバラつきが出てくるものと考えています。地域活動の項目に関しましては、特にふれあいサロンにつきまして、定例的な参加という基準では5センターがC評価となっています。こちらについては、日程調整等が上手くいかず、参加に至らないため数を計上できなかったセンターもあったようです。地域活動に関して総括いたしますと、概ね出来ているものと考えています。

続きまして、各種教室等に関しましてです。これにつきましては、各センターで開催数のバラつきがありますが、C評価に至るセンターはなく、先ほどの事業評価でも述べさせていただいたように、それぞれのセンターが工夫を凝らしながら、教室運営を実施しているものと考えています。

続きまして運営体制についてでございます。職員配置に関して2センターがC評価となっています。先ほども1センターについては申し上げましたが、この理由といたしましては、平成24年度に職員の欠員期間があったためです。なお、現在はこの2センターともに職員配置はできています。また報告・届出等に関しましてですが、期限内の提出がなされなかった場合、報告書の数字等の誤りや内容が適切に処理されていない場合につきましては、C評価となっています。続きまして公正中立性の確保の項目の中の特定事業所への提供サービスの偏りでございますが、13センターがC評価となっています。これにつきましては、圏域内に限られた事業所しかない場合や近くの事業所

に通いたい、或いは友人・知人と一緒に事業所に通いたいといった理由で事業所が限定されてしまう状況が一因として挙げられます。このサービス提供はあくまでも本人の意向が最優先ですので、致し方ない場合もあるかと思われませんが、サービス提供が特定の事業所にのみ偏りすぎることのないよう指導していきたいと思っております。以上が平成24年度センターの事業評価についての報告です。

会 長：旧版の評価シートに基づいての評価最終年度となります。目立ったのは成年後見、地域福祉権利擁護事業だとか、公正中立性の部分ですが、どちらも利用者の意向とか判断能力の状況に応じるところがあるので、センターの努力だけでクリアするのは酷なところもありますが、ご意見はありますか。

#### 質問・意見等なし

会 長：無いようでしたら、(3)平成25年度センターの事業計画について説明をお願いします。

事務局より(3)平成25年度センターの事業計画について説明。質疑は下記のとおり。

事務局：33ページをご覧ください。平成25年度地域包括支援センター事業計画でございます。こちらに基本的な柱が5つございます。この5つの柱を基にそれぞれのセンター、総合が事業を実施しております。高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送り、社会参加ができるように、介護予防の普及啓発を図り、介護予防事業への参加者の増加に努める。地域包括ケアの実現のため、地域の住民・関係機関との連携を図り、地域包括支援ネットワーク（小地域ケア会議）の構築に取り組む。センターが地域に根ざした活動を展開するために、センターの活動・役割が周知できるよう啓発活動を積極的に実施する。高齢者の現状、ニーズを把握するため、高齢者実態把握に努める。センター・サブセンター職員の知識・技術の向上と職員間の連携を図るため、地区別・職種別職員連絡会で研修・情報交換を実施する。という5つの柱で事業を展開しており、今年度についても事業を展開しております。地域包括総合支援センターの業務ですが、①運営協議会の開催、今日を含め年間2回の定例開催となっております。②介護予防事業の推進、③地域ケア会議の開催、④総合相談支援業務の推進、⑤センター職員の研修及び職員連絡会の連携強化というように⑩まで事業を展開しております。続きまして、センターに関しまして、①生活支援事業・予防給付事業の推進、②地域ケア会議の推進、③総合相談、④保険・福祉等の申請代行業務の実施、⑤権利擁護の実施・推進等11に渡る業務を実施しています。そして3番目にありますサブセンターの業務でございますが、①から⑥までの事業を推進しております。

会 長：引き続いて平成25年度の運営委託料の説明も一括してをお願いします。

事務局：36ページをご覧ください。平成25年度のセンター運営委託料の契約額となっております。委託料の基礎となります高齢者人口ですが、対象年度前年の12月末現在での高齢者人口により、各センターの委託料を決めております。担当圏域の高齢者人口が6千人を越えない場合、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等専門職種の配置がそれぞれ1名の計3名でございますが、6千人を超えた場合、4人目の配置といたしまして、専門3職種のうち、どなたか1名を追加して配置していただいています。平成25年度につきま

しては、新たに福田高齢者支援センターが6千人を超えることになりましたので、職員配置が3人から4人になりました。委託料の総額も前年と比べ440万円増の358,886千円となっております。サブセンターにつきましては、引き続き合計6,000千円となっております。

委員C：質問といえますか意見ですが、総合とセンターの役割をどう考えるかということで、倉敷市の場合は全部民間委託で、総合が統括して事業が円滑に運営できるように指導、支援していくことが大きいと思います。センターに対する支援をいただいているとは思いますが、より高めていただきたいと思います。

会長：私も全く同感です。総合は市の機関ですので、各センターが活躍し易い基盤作りだとか、指導と同時に支援していただく役割を十分に発揮していただきたいと思います。

委員B：センター間の連携ということですが、センター長間での会議などもやっているのですか。

事務局：職員同士の連絡会があります。センター長が不在のセンターもあり、センター長会議というのはございません。

委員B：センターごとに各地域の特性があるので、センター同士の連携を高めて、センター間でもっと情報共有できるようにして欲しいんですけども。良く職員でされていると、ここに書かれています、上手く情報共有ができていないというような話をよく聞きますので、本当に実効的にされているのか若干疑問だったのですが。

会長：今年度にセンター長がいるところだけでも、新たにセンター長会議というのが開催できるように、事業計画の変更が可能でしょうか。それとも事業計画にある既存の会議の中にセンター長も参加できるなど、情報共有が促進されるように、開催の仕方をアレンジするような工夫ができるでしょうか。

事務局：センター長会議となりますと、実現できるかどうかはこの場でははっきりとお答えできませんが、各地区の連絡会、各職種の部会は毎月の定例会で情報共有しております。連絡会の機能を充実させるということで対応は可能だと思いますので、当面はそういったことで対応させていただきたいと思います。

委員B：地区会議だと結局、特性が入るので、地区ごとにあつた話をしてしまいます。地区ごとではなく倉敷市全体で情報共有していただきたいということです。これは、あくまでもセンター長の会議を開けということではなく、上手く機能できるように情報共有してもらいたいということです。

事務局：先ほど説明した各地区の連絡会と職種の部会に加えて、役員会というのがございまして、各地区の代表者、各職種の代表者が出席しておりますので、そちらの方でも情報共有をできる限りしていきたいと思えます。

会長：ぜひ各センターの情報共有が促進されるよう、工夫を重ねていただくようお願いいたします。それでは、(4)その他につきまして事務局から説明をお願いします。

事務局より(4)その他について説明。

事務局：本日お配りました追加資料1, 2をご覧ください。センターの人員につきましては、介護保険法及び介護保険法施行規則により基準が定められております。介護保険法については追加資料1をご覧ください。倉敷市では介護保険法の基準を上回る職員配置をしているところでございます。この度、第3次地域主権一括法による中核市への権限委譲ということで、平成26年度より

市でセンターの人員の基準を条例で定めることになりました。基準の条例を定めるに当たりまして、パブリックコメントを実施する必要がありますが、本日は今後のスケジュール資料を追加資料2で配布していますのでご覧ください。

11月にパブリックコメントを実施する予定で、実施後にパブリックコメントを反映したものを、本来であれば運営協議会の委員の方々からご意見をお伺いするところではありますが、スケジュールの都合上、会長、副会長にパブリックコメントを反映した内容を確認いただき、委員の方々には会長、副会長が確認いただいたものを送付させていただくということで、よろしいでしょうか。

会 長：追加資料2にあるスケジュールで条例作成の作業を進めていかないといけないということですが、時間の関係でこの会議を招集してお諮りするというのが難しいということで、12月の法務担当課審査の前のところで、会長、副会長が確認をするということでした。法務担当課の審査後、平成26年1月に開かれる第2回の運営協議会の場で、またご確認いただくこととなります。ただ、法務担当課の審査を経て平成26年2月の議会に出すものなので、第2回の協議会の場では報告させていただくのみということになります。そのようなスケジュールで今年度中に条例の作成作業を進めさせていただいてよろしいでしょうか。

#### 質問・意見等なし

会 長：それでは事務局から提案のありました追加資料2のスケジュールに沿って、作成を進めていただきます。それでは、議事全体を通じまして他に何かご意見等ございませんか。

委員 D：32ページの事業評価ですが、連絡会等の場でセンター同士がお互いの評価を見て検討するような機会はありますか。

事務局：この評価表については各センターへの巡回指導の時に提示して、特にC評価になっている部分について詳細を聞くことにしています。

委員 D：指導に入られたセンターが自分以外のところのも見ることはできますか。

事務局：指導に入るセンター分のみAからCまでの評価を開示し、実績数については全てのセンター分を開示しています。

会 長：予定していた議題について終了いたしました。本日は貴重な議論を交わしていただき、ありがとうございました。

#### (5) 閉会挨拶

三谷介護保険課長が閉会挨拶。